

空き家バンク登録物件の改修工事を補助します

高松市空き家改修補助事業

空き家の利活用と、高松市内への移住の促進を図るため、「香川県空き家バンク制度（かがわ住まいネット）」（以下、「香川県空き家バンク」といいます。）登録物件の改修工事に對し、補助金を交付します。

■ 対象となる空き家

- 香川県空き家バンクに登録されている（又は登録されていた）一戸建ての空き家
 - ※ 別荘は対象となりません。

■ 対象となる方

次のいずれかの方が対象となります。ただし、当補助金の交付を受けたことがある方や、その方と同一世帯に属する方は対象となりません。

- 補助対象となる空き家を所有している方
 - ※ 補助金の交付を受けてから引き続き3年間香川県空き家バンクに登録できることが条件となります。
- 補助対象となる空き家を購入又は賃借して利用する方
 - ※ 売買契約又は賃貸借契約が決定している方で契約後2年未満の方が対象となります。補助金の交付を受けてから補助対象となった住宅に3年以上居住できることが条件となります。賃貸物件の場合、貸主から改修工事等の承諾が取れることが条件となります。

■ 対象となる工事

高松市内に事業所を置く事業者が行う次の工事が対象となります。ただし、補助決定後に着手し、申請年度の1月末頃までに完了する工事に限ります。

- 台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁などの改修工事
 - ※ 次のような改修工事は対象となりません。
 - ・外構設備（門、車庫、物置、カーポートなど）の改修工事
 - ・エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事
 - ・浄化槽設置工事
 - ・カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - ・家財道具の運搬・処分
 - ・他の補助事業により整備する工事 など

■ 補助額等

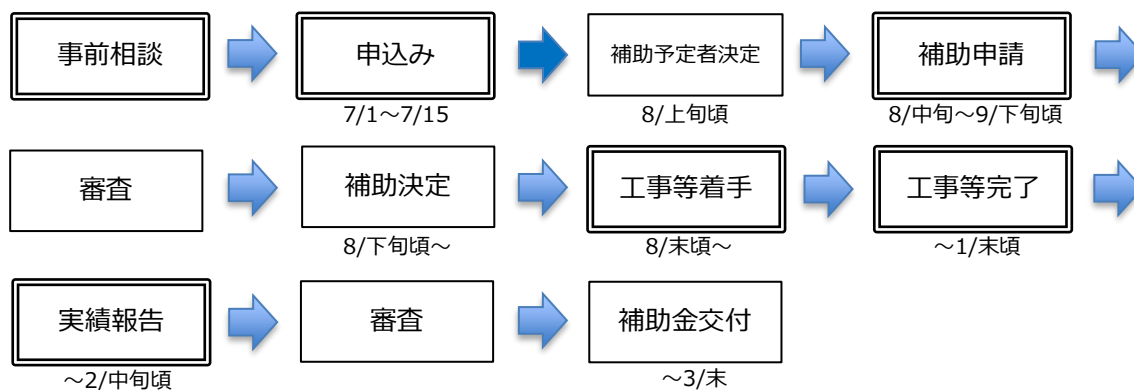
- 補助対象事業費の2分の1
- 限度額：50万円
 - ※ 「香川県移住促進・空き家改修等補助事業」の上乗せ補助の対象となる場合の限度額です。
 - ※ 居住誘導区域内の空き家に対する補助は、補助額が2割加算されます。
- 予定件数：10件程度

■ 申請について

- 補助申請の申込みは、**7月1日（木）から7月15日（木）**の間で受け付けます。
- 申込みには、申込書と補助対象事業の見積書（内訳がわかるもの）を提出していただきます。
- 補助は予算の範囲内となりますので、予算を超える申込みがあった場合は抽選とします。

- 申込みの結果、補助予定者と決定された場合は、補助申請を行っていただきますが、申請には、補助金交付申請書及び誓約書のほか下記の書類が必要となります。詳しくは事前相談や申込みの際にお問い合わせください。
- ・世帯全員の住民票の写し
 - ・世帯全員に市税の滞納がないことの証明書
 - ・（所有者が申請する場合）補助対象物件の所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利が確認できる書類
 - ・（利用者が申請する場合）売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - ・（賃借の利用者が申請する場合）貸主の改修等の承諾書
 - ・補助対象物件の付近見取図
 - ・補助対象事業の実施予定箇所及び補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し
 - ・現況写真
 - ・その他必要と認める書類

■ 補助金交付の流れ



香川県空き家バンクについて

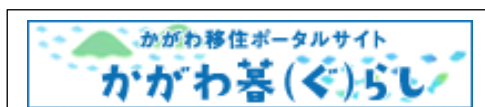
「かがわ住まいネット」は、定住人口の増加を目指す取組みの一環として、移住を希望されている方の住まいの確保を支援するため、県・市町と不動産取引業者団体の連携・協力の下、不動産取引業者団体が管理・運営する空き家バンクです。

「かがわ住まいネット」では、香川県全域の空き家等の情報を御覧いただけます。

香川県の移住ポータルサイト「かがわ暮（ぐ）らし」内

「かがわ住まいネット」ウェブページ

<http://www.kagawalife.jp/live/>



上記以外の要件もあります。詳しくは、高松市空家改修補助金交付要綱（くらし安全安心課ホームページに掲載）を御覧いただくか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

くらし安全安心課 電話 087-839-2555